

- 厚生労働省告示第五十九号
厚生労働省告示第六十三号の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。
- 第一 届出の通則
 一 保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）及び保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）（以下「保険医療機関等」という。）は、第二から第十五までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。
- 本則を次のように改める。
- 特掲診療料の施設基準等
- 令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 二 保険医療機関等は、届出を行つた後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。
- 三 届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十五までに規定する施設基準に適合しない場合は、当該届出又は届出の変更は無効であること。
- 四 届出については、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。
- 第二 施設基準の通則
- 一 地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行つたことがないこと。
- 二 地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び被担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 三 地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」とい）う。第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 四 地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。
- 第三 医学管理等
- 一 特定疾患療養管理料に規定する疾患
 平成二十七年総務省告示第三十五号（統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件）の「(1) 基本分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病的うち別表第一に掲げる疾病
- 二 特定疾患療養管理料の注5に規定する施設基準
 オンライン診療料に係る届出を行つてある保険医療機関であること。
- 二 特定疾患治療管理料に規定する施設基準等
 (1) ウイルス疾患指導料の注2に規定する施設基準
- イ 当該保険医療機関内に当該療養を行つにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。
- ロ 当該保険医療機関内に当該療養を行つにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。
- ハ 当該療養を行つにつき十分な体制が整備されていること。
- ニ 当該療養を行つにつき十分な構造設備を有していること。
- ホ 特定薬剤治療管理料1の対象患者
 別表第二の一に掲げる患者
- (2) 別表第二の二に掲げる患者
- (2) の2 小児特定疾患カウンセリング料の対象患者
 別表第二の二に掲げる患者
- (2) の3 小児科療養指導料の注6に規定する施設基準
 オンライン診療料に係る届出を行つてある保険医療機関であること。
- (2) の4 てんかん指導料の注6に規定する施設基準
 オンライン診療料に係る届出を行つてある保険医療機関であること。

- (3) 難病外来指導管理料の対象疾患
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定難病(同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)その他これに準ずる疾患
- (3) の2 難病外来指導管理料の注6に規定する施設基準
オンライン診療料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (4) 皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患
分類表に規定する疾病的うち別表第二の四に掲げる疾患
- (5) 皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患
分類表に規定する疾病的うち別表第二の五に掲げる疾患
- (6) 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
イ 第二章第六部注射通則第7号に規定する連携充実加算の施設基準に該当する保険医療機関であること。
- 口 外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する栄養食事指導を行うにつき、十分な体制が確保されていること。
- (6) の2 外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料の対象疾患
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者
- (6) の3 集団栄養食事指導料に規定する特別食
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食
- (6) の4 心臓ペースメーカー指導管理料の注4に規定する施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (6) の5 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する施設基準
イ 心臓植込型電気デバイスの管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (7) 高度難聴指導管理料の施設基準
イ 人工内耳植込術の施設基準を満たしていること。
- 口 当該療養を行うにつき必要な実績を有していること。
- (7) の2 慢性維持透析患者外来医学管理料の注3に規定する腎代替療法実績加算の施設基準
イ 腎代替療法を行うにつき必要な説明を行っていること。
- (8) 喘息治療管理料の注2に規定する施設基準
口 喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- イ 当該保険医療機関内に専任の看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)が當時一人以上配置されていること。
- ハ 糖尿病合併症管理料の施設基準
イ 糖尿病合併症の指導を担当する専任の常勤医師(当該指導について相当な経験を有し、かつ、当該指導に係る研修を受けたものに限る。)が配置されていること。
- (9) 糖尿病基本料
イ 当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師(当該指導について相当な経験を有するものに限る。)が配置されていること。
- 口 当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の看護師(当該指導について相当な経験を有し、かつ、当該指導に係る研修を受けたものに限る。)が配置されていること。

- (10) 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の対象患者
十五歳未満の滲出性中耳炎(疾患の反復や遷延がみられるものに限る。)の患者
- (11) がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準
当該保険医療機関内に緩和ケアを担当する医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師)緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されていること。
- (12) がん患者指導管理料の施設基準
イ がん患者指導管理料の施設基準
がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 口 がん患者指導管理料の注4に規定する患者
乳癌、卵巣癌又は卵管癌と診断された患者のうち、遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる患者
- (13) 外来緩和ケア管理料の施設基準等
イ 外来緩和ケア管理料の注1に規定する施設基準
 ① 緩和ケア診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 ② 当該体制において、身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する相当の経験を有する看護師及び薬剤師が適切に配置されていること。
- 口 外来緩和ケア管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める地域
基本診療料の施設基準等(平成三十年厚生労働省告示第六十二号)の別表第六の二に掲げる地域
- ハ 外来緩和ケア管理料の注4に規定する施設基準
 ① 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟を有する病院(特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。)であること。
 ② 緩和ケア診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- イ 移植後患者指導管理料の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ハ 外来緩和ケア管理料の注4に規定する施設基準
当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が配置されていること。
- イ 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟を有する病院(特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。)であること。
 ② 緩和ケア診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- イ 移植後患者指導管理料の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ハ 外来緩和ケア管理料の注4に規定する施設基準
当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤看護師(臓器移植又は造血幹細胞移植に係る研修を受けたものに限る。)が配置されていること。
- イ 糖尿病透析予防指導管理料の施設基準
当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていること。
- ハ 糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- イ 糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準
当該療養を行うにつき十分な体形が整備されていること。
- ハ 糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準
当該保険医療機関内に糖尿病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師及び看護師又は保健師並びに管理栄養士が適切に配置されていること。
- 口 糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準
透析を要する状態となることを予防するために重点的な指導管理をする患者
- ハ 糖尿病透析予防指導管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める地域
- 二 糖尿病透析予防指導管理料の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域
- 二 糖尿病透析予防指導管理料の注4に規定する施設基準
 ① 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟を有する病院(特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。)であること。
 ② 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二 当該診療所において、又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患者の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患者に提供していること。

本 当該診療所又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受人医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。ただし、当該診療所及び当該連携体制を構成する他の保険医療機関のいずれも病床を有しない場合には、別の保険医療機関との連携により、必要な緊急時の病床の確保及び地方厚生局長等への届出を行っていること。

ハ 連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患者の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

ト 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

チ 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

リ 定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

ヌ 緊急の往診及び在宅における看取り等について、当該連携体制を構成する他の保険医療機関と合わせて、相当の実績を有していること。

ル 主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

① 他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

③ 施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

イ 保険医療機関である診療所であること。

(3) 次のいずれにも該当するものであること。

ロ 当該診療所において、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患者に提供していること。

ハ 当該診療所において、又は別の保険医療機関の保険医との連携により、患者の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患者に提供していること。

二 当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患者の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患者に提供していること。

本 当該診療所において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受人医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

ハ 連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患者の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

ト 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

チ 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

リ 定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

ヌ 主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあつては、次のいずれにも該当するものでありますこと。

① 他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

六の二 退院時共同指導料¹及び退院時共同指導料²を二回算定できる疾病等の患者

六の二の二 退院時共同指導料¹の注²に規定する別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にある患者

別表第八に掲げる者

六の二の三 かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所の施設基準

① 施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

② 在宅療養支援歯科診療所であること。

③ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

④ 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績があること。

⑤ 歯科医師が複数名配置されることは、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

⑥ 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績があること。

⑦ 歯科医師が複数名配置されることは、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

⑧ 歯科医師が複数名配置されることは、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

六の二の四 歯科疾患管理料の注¹¹に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料の施設基準

① 緊急時の対応を行つて、十分な体制が整備されていること。

② 在宅療養支援歯科診療所であること。

③ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

④ 歯科疾患の継続管理等に係る適切な研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

⑤ 緊急時の対応を行つて、十分な体制が整備されていること。

⑥ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑦ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑧ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

六の三 在宅療養支援歯科診療所¹の施設基準

① 在宅療養支援歯科診療所¹であること。

② 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

③ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

④ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑤ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑥ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑦ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

六の四 在宅療養支援歯科診療所¹の施設基準

① 在宅療養支援歯科診療所¹であること。

② 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

③ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

④ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑤ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑥ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑦ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

六の五 在宅療養支援歯科診療所²の施設基準

① 在宅療養支援歯科診療所²であること。

② 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

③ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

④ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

⑤ 在宅療養支援歯科診療所¹若しくは在宅療養支援歯科診療所²と連携の実績があること。

六の六 在宅療養支援歯科診療所²の施設基準

① 在宅療養支援歯科診療所²であること。

② 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

一の六の二 オンライン在宅管理料の施設基準等

- (1) オンライン在宅管理料の施設基準
- (2) 厚生労働大臣が定める患者

在宅時医学総合管理料を算定している患者であつて、当該管理料の所定点数を算定すべき医学管理を行つた月から三月を経過しているもの。

- 一の七 歯科訪問診療料の注7に規定する時間
保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

歯科訪問診療料の注13に規定する基準

- 歯科医療を担当する保険医療機関であつて、主として歯科訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。

一の八 歯科訪問診療料の施設基準

- 歯科医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

二 在宅がん医療総合診療料の施設基準

- 在宅がん医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

三 削除

- 在宅がん医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

四 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の施設基準等

- 在宅患者訪問看護・指導料の注1及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注1に規定する疾

病等

イ 別表第七に掲げる疾病等

ロ 別表第八に掲げる状態等

二 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2に規定する施

設基準

三 在宅患者訪問看護・指導料の注2及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2に規定する施

設基準

四 在宅患者訪問看護・指導料の注2及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2に規定する施

設基準

五 在宅患者訪問看護・指導料の注5 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準

用する場合を含む。)に規定する長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者

イ 長時間の訪問を要する者

① 十五歳未満の小児であつて、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療

加算の注1に規定する超重症の状態又は超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)

入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態にあるもの

② 別表第八に掲げる者

③ 医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時に頻回の訪問看護・指導を行う

必要を認めた者

④ 在宅患者訪問看護・指導料の注11 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準

用する場合を含む。)に規定する状態等にある患者
別表第八に掲げる者

(5) 在宅患者訪問看護・指導料の注11 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準

用する場合を含む。)に規定する状態等にある患者のうち重症度等の高いもの

別表第八第一号に掲げる者

四の二 在宅患者訪問看護・指導料の注7及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に規定する複数名訪問看護・指導加算に係る厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める場合

(1) 厚生労働大臣が定める者

一人の保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)による訪問看護・

指導が困難な者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 別表第七に掲げる疾病等の患者

ロ 別表第八に掲げる者

ハ 医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時に頻回の訪問看護・指導を行う必

要を認めた患者

二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる患者

ホ 患者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護・指導が困難と認められる者(看

護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合に限る。)

ヘ その他患者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者(看

護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合に限る。)

② 厚生労働大臣が定める場合

イ 別表第七に掲げる疾病等の患者に対して訪問看護・指導を行う場合

ロ 別表第八に掲げる者に対して訪問看護・指導を行う場合

ハ 医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時に頻回の訪問看護・指導を行う必

要を認めた患者に対して訪問看護・指導を行う場合

四の三 在宅患者訪問看護・指導料の注1、同一建物居住者訪問看護・指導料の注1及び訪問看護

指示料の注2に規定する者

四の三の二 在宅患者訪問看護・指導料の注13 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準

用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣が定める者

四の三の三 在宅患者訪問看護・指導料の注14 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準

用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣が定める地域

(1) 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地

域として指定された離島の地域

(2) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第一百八十九号)第一条に規定する奄美群島

の地域

(3) 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により振興山村として指定さ

れた山村の地域

(4) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小

笠原諸島の地域

(5) 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

(6) 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

六の三 在宅血液透析指導管理料の施設基準

在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

六の三の二 在宅酸素療法指導管理料の遠隔モニタリング加算の施設基準

(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の四 在宅小児経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1) 経口摂取が著しく困難な十五歳未満の者

十五歳以上の者であつて経口摂取が著しく困難である状態が十五歳未満から継続しているもの(体重が二十キログラム未満である場合に限る)。

六の四の二 在宅半固体栄養経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者

経口摂取が著しく困難なため胃瘻を造設している者であつて、医師が、経口摂取の回復に向けて在宅半固体栄養経管栄養法を行う必要を認め、胃瘻造設術後一年以内に当該栄養法を開始するもの。

六の四の三 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算の施設基準

経口摂取が著しく困難なため胃瘻を造設している者であつて、医師が、経口摂取の回復に向けて在宅半固体栄養経管栄養法を行う必要を認め、胃瘻造設術後一年以内に当該栄養法を開始するもの。

六の四の五 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医緩和ケアに関する研修を受けた医師

電話以外による指導を行う場合は、情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の四の六 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患

別表第九の一の二に掲げる疾患

六の七 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の七の二 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料の施設基準

在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の七の三 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準

経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の七の四 注入器加算に規定する注射薬

別表第九の一の三に掲げる注射薬

六の八 持続血糖測定器加算の施設基準

(1) 間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合

イ 当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。

ロ 当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。

(2) 間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合

イ 当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。

ロ 当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。

六の九 経腸投薬用ポンプ加算に規定する内服薬

別表第九の一の四に掲げる内服薬

六の十 注入ポンプ加算に規定する注射薬

別表第九の一の五に掲げる注射薬

六の十一 橫隔神経電気刺激装置加算の施設基準

横隔神経電気刺激装置の使用につき十分な体制が整備されていること。

七 地域医療連携体制加算の施設基準

(1) 診療所であること。

(2) 夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という)区分番号A000に掲げる初診料の注2の届出を行つている病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。

七の二 在宅歯科医療推進加算の施設基準

(1) 歯科医療を担当する診療所であること。

(2) 当該診療所で行われる歯科訪問診療の延べ患者数が月平均五人以上であつて、そのうち六割以上の患者が歯科訪問診療1を算定していること。

八 歯科医療在宅栄養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料の施設基準

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。

(2) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。

(3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。

(4) 緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制(病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制)が確保されていること。

第五 検査

一 検体検査実施料に規定する検体検査

二 削除 別表第九の二に掲げる検査

三 造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準

検体検査管理加算Ⅲの施設基準を満たしていること。

三の二 遺伝学的検査の施設基準

(1) 遺伝学的検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 遺伝学的検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の三 難病の患者に対する検査の施設基準

難病の患者に対する検査の実施に当たつて十分な体制が必要なもの

に対する遺伝学的検査の実施に当たつて十分な体制が必要なもの

三の四 骨髓微小残存病変量測定の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の五 BRCA1/2遺伝子検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の六 がんゲノムプロファイリング検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の七 角膜ジストロフィー遺伝子検査の施設基準

当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

三の八 先天性代謝異常症検査の施設基準

当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

- 三の一の四 デンゲウイルス抗原定性及びデンゲウイルス抗体同時測定定性の施設基準
 (1) 基本診療料の施設基準等の第九の二の(1)のイの救命救急入院料1、口の救命救急入院料2、ハの救命救急入院料3若しくは二の救命救急入院料4、三の(1)のイの特定集中治療室管理料1、口の特定集中治療室管理料2、ハの特定集中治療室管理料3若しくは二の特定集中治療室管理料4、ハの(1)のハイケアユニット入院医療管理料1若しくは(2)のハイケアユニット入院医療管理料2又は五の二の小児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしていること。
- 三の一の五 抗H.L.A抗体（スクリーニング検査）及び抗H.L.A抗体（抗体特異性同定検査）の施設基準
 (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 (2) H.P.V核酸検出及びH.P.V核酸検出（簡易ジエノタイプ判定）の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 三の二の二 ウィルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準
 (1) ウィルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準
 (2) ウィルス・細菌核酸多項目同時検出の対象患者
 (1) 重症の呼吸器感染症と診断された、又は疑われる患者
 (2) 集中治療を要する患者
 (3) 病院内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- 三の二の三 細菌核酸・薬剤遺伝子同時検出の施設基準
 (1) 基本診療料の施設基準等の第八の二十九の二の(1)の感染防止対策加算1又は(2)の感染防止対策加算2の施設基準を満たしていること。
- 三の二の四 クロストリジオインデックス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出の施設基準
 (1) 検体検査管理加算IIの施設基準を満たしていること。
 (2) 基本診療料の施設基準等の第八の二十九の二の(1)の感染防止対策加算1の施設基準を満たしていること。
- 四 検体検査管理加算の施設基準
 (1) 検体検査管理加算Iの施設基準
 (2) 検体検査管理加算IIの施設基準
 (3) 検体検査管理加算IIIの施設基準
 (4) 検体検査管理加算IVの施設基準
 (1) 院内検査を行っている病院又は診療所であること。
 (2) 当該検査を行つてゐる病院又は診療所であること。
 (3) 検体検査を行つてゐる病院又は診療所であること。
 (4) 検体検査を行つてゐる病院又は診療所であること。
 (5) 院内検査を行つてゐる病院又は診療所であること。
 (6) 当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
 (7) 当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。
 (8) 当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 四の二 國際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている保険医療機関であること。
- 五 遺伝カウンセリング加算の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に遺伝カウンセリングをする治療に係る十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。
 (2) 当該カウンセリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けた力の内容が文書により交付され、説明がなされていること。
- 五の二 遺伝性腫瘍カウンセリング加算の施設基準
 (1) ウンセリングの内容が文書により交付され、説明がなされていること。
 (2) 当該カウンセリングを行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 六 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準
 (1) 当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
 (2) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
 (3) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
- 六の二 植込型心電図検査の施設基準
 (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 六の三 時間内歩行試験の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 六の四 脳児心エコー法の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 六の五 ヘッドアッパティルト試験の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 六の六 皮下連続式グルコース測定の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 六の七 人工臍膜検査の施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
 (2) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
- 六の八 長期脳波ビデオ同時記録検査Iの施設基準
 (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 七 光トポグラフィーの施設基準
 (1) 抑う症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定するための施設基準
 (2) 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
 (3) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- 七の二 設基準
 (1) イ 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
 (2) オ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 (3) オイ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 (4) オイ 当該保険医療機関からの依頼により検査を行つた症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。

八) 脳磁図の施設基準

- (2) ハイ 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ロ 口 その他のものの施設基準
イ 口 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ロ 口 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ハ てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
イ 口 てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ 口 てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
八の二 終夜睡眠ホリグラフィーの安全精度管理下で行うものの施設基準
当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
当該検査を行なうにつき十分な体制が整備されていること。
八の三 脳波検査判断料1の施設基準
てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
八の四 脳波検査判断料の注3に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
送信側
八の二 終夜睡眠ホリグラフィーの安全精度管理下で行うものの施設基準
当該検査を行なうにつき十分な体制が整備されていること。
当該検査を行なうにつき十分な体制が整備されていること。
九 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準
当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
九の一 症例数が、当該検査機器の使用症例数の一一定割合以上であること。
九の二 単線維筋電図の施設基準
当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十 神経学的検査の施設基準
当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二 補聴器適合検査の施設基準
当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
当該検査を行うにつき必要な装置・器具を有していること。
十の三 黃斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図の施設基準
当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
当該検査を行なうにつき十分な機器及び施設を有していること。
当該検査を行なうにつき十分な体制が整備されていること。
十一 コンタクトレンズ検査料の施設基準
通則
イ 当該検査を含む診療に係る費用について、当該保険医療機関の見やすいこと。
ロ 口 当該検査を受けている全ての患者に対して、当該検査を含む診療に係る費
用がなされていること。
イ 口 次のいずれかに該当すること。
① 当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査
の割合が三割未満であること。
② 当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査
の割合が四割未満であり、かつ、当該保険医療機関内に眼科診療を専ら切
師が配置されていること。

○ 次のいずれかに該当すること

三

(2) 受信側
イ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。
ロ 遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第七 投薬

一 処方料及び処方箋料に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤品のうち、不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、不安又は不眠症の効能又は効果を有し、医師による特別な医学管理を必要とするものであること。
二 処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患処方管理加算2に規定する疾患

(1) 医科点数表の処方料並びに処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患処方管理加算2に規定する疾患

(2) 分類表に規定する疾病的うち別表第一に掲げる疾病

(3) 歯科点数表の処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患処方管理加算2に規定する疾患

分類表に規定する疾病的うち別表第四に掲げる疾病

三 処方料及び処方箋料に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準

抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

四 処方料の注8、薬剤の注4及び処方箋料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤

分類表に規定する疾病的うち別表第四に掲げる疾病

五 外来後発医薬品使用体制加算1の施設基準

イ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある薬担規則第七条の二に規定する新医薬品（以下「先発医薬品」という。）及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

イ 後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算ししていること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が七割五分以上であること。

二 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

イ 後発医薬品使用体制加算2の施設基準

ロ 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算して、当該保険医療機関において調剤した後発医薬品の規格単位数量の割合が五割以上であること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割以上であること。

第八 注射

一 外来化学療法加算の施設基準

イ 外来化学療法を行う体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

ロ 外来化学療法を行つてある施設基準の届出を行つてあること。

ハ 外来化学療法を行つてある患者の栄養管理を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

一の二 連携充実加算の施設基準

イ 外来化学療法加算1に係る施設基準の届出を行つてある施設基準の届出を行つてあること。

ロ 他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されていること。

二 中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する対象患者

別表第九の二の二に掲げる者

三 無菌製剤処理料の施設基準等

イ 無菌製剤処理料の施設基準

ロ 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 無菌製剤処理料の対象患者

イ 悪性腫瘍に對して用いる薬剤であつて細胞毒性を有するものに關し、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入又は点滴注射が行わる患者

ロ 無菌製剤処理料2の対象患者

イ 動脈注射若しくは点滴注射が行われる入院中の患者であつて次の①から③までに掲げるもの又は中心静脈注射若しくは植込型カテーテルによる中心静脈注射が行われる患者

① 無菌製剤処理料2の対象患者

② H.I.V.感染者療養環境特別加算を算定する患者

③ ①又は②に準ずる患者

イ リハビリテーション

ロ 別表第九の三に掲げる患者

ハ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準等

一 リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準等

二 リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料を担当する専任の常勤医師がそれぞれ適切に配置されていること。

ハ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を担当する常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ適切に配置されてい

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。
二 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

- ハ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を行うにつきそれぞれ十分な施設を有していること。
- 二 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を行つべきそれぞれ必要な器械・器具が具備されていること。
- (3) 心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者
別表第九の四に掲げる患者
- (4) 脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者
別表第九の五に掲げる患者
- (5) 運動器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の六に掲げる患者
- (6) 呼吸器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の七に掲げる患者
- (7) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者
- 別表第九の八に掲げる患者
- (8) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する別に厚生労働大臣が定める場合
- 別表第九の九に掲げる患者
- (9) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料に規定する初期加算の施設基準
- 当該保険医療機関内にリハビリテーション科の常勤医師が配置されていること。
- (10) リハビリテーション総合計画評価料の注5に規定する患者
脳卒中又は脊髄障害の急性発症に伴う上肢又は下肢の運動機能障害を有する患者であつて、発症日から起算して六十日以内のもの
- 一の二 摂食機能療法の注3に規定する施設基準
- (1) 摂食機能又は嚥下機能の回復のために必要な指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 摂食機能に係る療養についての実績を地方厚生局長等に報告していること。
- 二 難病患者リハビリテーション料の施設基準
- (1) 難病患者リハビリテーション料の施設基準
イ 当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
- ロ 当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専従の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- ハ 作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- 当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専従の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を含む従事者の数に対し適切なものであること。
- 二 難病患者リハビリテーションを行つにつき十分な専用施設を有していること。
- ホ 難病患者リハビリテーションを行つにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- イ 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患及び状態
- 別表第十に掲げる疾患

- ハ 難病患者リハビリテーション料に規定する状態
別表第十に掲げる疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第三百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている場合を除く。)
- 三 障害児(者)リハビリテーション料の施設基準等
- (1) 障害児(者)リハビリテーション料の施設基準
イ 少童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る)若しくは同法第六条の二の二に規定する指定発達支援医療機関又は保険医療機関であつて当該保険医療機関においてリハビリテーションを実施している患者のうち、おおむね八割以上が別表第十の二に該当する患者(ただし加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病的者を除く)であるもの。
- ロ 当該保険医療機関内に障害児(者)リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
- ハ 当該保険医療機関内に障害児(者)リハビリテーションを担当する専従の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。
- 二 言語聴覚療法を行つ場合は、ハに加え、常勤の言語聴覚士が適切に配置されていること。
- 口 别表第十の二に掲げる患者
- 本 障害児(者)リハビリテーションを行つにつき十分な専用施設を有していること。
- ヘ 障害児(者)リハビリテーションを行つにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- 二 障害児(者)リハビリテーション料の対象患者
- 三の二 がん患者リハビリテーション料の施設基準等
- (1) がん患者リハビリテーション料の施設基準
イ 当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行つにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
- ロ 当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行つにつき十分な経験をする専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が二名以上配置されていること。
- ハ 当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。
- 二 がん患者に対するリハビリテーションを行つにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- ホ がん患者に対するリハビリテーションを行つにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- 二 がん患者リハビリテーション料の対象患者
- 別表第十の二に掲げる患者
- 三の三 認知症患者リハビリテーション料の施設基準
- (1) 認知症患者リハビリテーション料の施設基準
イ 認知症治療病棟入院料を算定する保険医療機関又は認知症疾患医療センターであること。
- ロ 当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを行つにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
- ハ 当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを担当する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が一名以上配置されていること。
- 当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。
- 五 重度認知症患者に対するリハビリテーションを行つにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- 六 重度認知症患者に対するリハビリテーションを行つにつき必要な器械・器具が具備されていること。

三の三の二 リンパ浮腫複合的治療料の施設基準

リンパ浮腫の患者に対する複合的治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四 集団コミュニケーション療法料の施設基準等

(1) 集団コミュニケーション療法料の施設基準

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ、脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ又は障害児(者)リハビリテーション料の届出を行つている施設であること。

ロ 当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ハ 当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が適切に配置されていること。

ニ 患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ホ 集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ヘ 集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2) 集団コミュニケーション療法の対象患者

別表第十の二の三に掲げる患者

第五 歯科口腔リハビリテーション料2の施設基準

(1) 歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。

(2) 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連携が確保されていること。

精神科専門療法

第六 経頭蓋磁気刺激療法の施設基準

経頭蓋磁気刺激療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の一の二 通院・在宅精神療法の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準

二十歳未満の精神疾患有する患者の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有していること。

一の一の三 通院・在宅精神療法の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

一の一の四 通院・在宅精神療法の注8に規定する施設基準

一の一の四に掲げる要件

一の二 精神科継続外来支援・指導料の注5に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

別表第十の二の四に掲げる要件

一の三 救急患者精神科継続支援料の施設基準

一の四 自殺企図後の精神疾患有する患者に対する指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(1) 当該保険医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長等に届け出していること。

(2) 認知療法・認知行動療法2にあつては、(1)の基準に加え、当該保険医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。

一の五 依存症集団療法の施設基準

イ 薬物依存症の場合の施設基準

ハ 当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。

(2) ギャンブル依存症の場合の施設基準

イ (1)を満たすものであること。

ロ ギャンブル依存症に関する専門の保険医療機関であること。

(2) ギャンブル依存症の場合は(1)を満たすものであること。

ロ ギャンブル依存症に関する専門の保険医療機関であること。

イ (1)を満たすものであること。

ロ ギャンブル依存症に関する専門の保険医療機関であること。

二 医療保護入院等診療料の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に精神保健指定医が適切に配置されていること。
 (2) 医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

三 重度認知症患者デイ・ケア料の夜間ケア加算の施設基準

夜間において、必要な従事者が適切に配置されていること。

四 精神科在宅患者支援管理料の施設基準等

(1) 精神科在宅患者支援管理料1の(イ)及び(ロ)、(2)並びに3の施設基準
 イ 当該保険医療機関内に精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士が適切に配置されていること。

ロ 当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が可能な体制を確保していること。
 ハ 患者に対して計画的かつ継続的な医療を提供できる体制が確保されていること。

(2) 精神科在宅患者支援管理料1の(ハ)の施設基準

イ 当該保険医療機関内に在宅医療を担当する精神科の常勤医師及び常勤の精神保健福祉士が適切に配置されていること。

ロ 当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が可能な体制を確保していること。

ハ 患者に対する計画的かつ継続的な医療を提供できる体制が確保されていること。

(3) 精神科在宅患者支援管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者

五 精神科オンライン在宅管理料の施設基準等

(1) 精神科オンライン在宅管理料の施設基準

オ ンライン診療料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2) 厚生労働大臣が定める患者

精神科在宅患者支援管理料を算定している患者であつて、当該管理料を算定すべき医学管理

を最も行った月から三月を経過しているもの

一 処置の休日加算1、時間外加算1の施設基準

(1) 休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の処置に対応するための十分な

体制が整備されていること。

(2) 急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

(3) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

一の二 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）の施設基準

慢性静脈不全の患者に対する静脈圧迫処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の三 多血小板血漿（リソウ）処置の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

一の四 硬膜外自家血注入の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二 エタノールの局所注入の施設基準

(1) 甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械、器具が具備さ

ること。

二の二 人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1) 人工腎臓に規定する患者

HIF-PH阻害剤を院外処方している患者以外の患者

(2) 導入期加算の施設基準

イ 導入期加算1の施設基準

当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ 導入期加算2の施設基準

① 導入期加算1の施設基準を満たしていること。
 ② 当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

人工腎臓に規定する薬剤

別表第十の三に掲げる薬剤

人工腎臓の注8に規定する算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者

透析液水質確保加算の施設基準

透析治療に用いる透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されていること。

下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準

人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な

指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

人工腎臓の施設基準

イ 慢性維持透析を行った場合1の施設基準

① 次のいずれかに該当すること。

1 当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数未満であること。
 2 当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合未満であること。

② 透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

ロ 慢性維持透析を行った場合2の施設基準

① 当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数以上であること。
 ② 当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合であること。

③ 透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

二の二 慢性維持透析濾過加算の施設基準

複雑な慢性維持透析濾過を行つにつき十分な体制が整備されていること。

二の二の二 人工脾臓療法の施設基準

当該保険医療機関内に人工脾臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

二の三 磁気による膀胱等刺激法の施設基準

磁気による膀胱等刺激法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の四 手術用顕微鏡加算の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制を整備していること。

二の五 口腔粘膜処置の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の五 口腔粘膜処置の施設基準

当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。

二の五 口腔粘膜処置の施設基準

当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。

三 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）別表第四部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤

四 酸化窒素吸入療法（新生兒の低酸素性呼吸不全に対し実施するものに限る）の施設基準

当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されていること。
の二 心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1) イ 心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する施設基準
イ 当該療法を行うにつき必要な医師が1名以上配置されていること。

当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
（該種手術を行つてはならない旨の指摘）

ニハ
当該療法を行うに必要な体制が整備されていること
心大血管疾患リハビリテーション科に係る届出を行つてゐる病院であること。

(2) 慢性心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する患者

る患者　歩行運動几呈（コボツ、スリソコ太るも）の態（又甚ず）

(1) 当該療法を行うに当たり、必要な医師その他の従事者が二名以上配置されていること。

(3) (2) 当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。当該療法を行つうにつき必要な体制が整備されていること。

十二 手術

(1) 通則

と。緊急事態に対応するための体制その他、該診療を行ふにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 皮膚悪性腫瘍切除術(センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る)、皮膚移植術(死体)、組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る)、四肢・腋幹幹部悪性腫瘍手術

(処理骨再建加算を算定する場合に限る)、骨悪性腫瘍手術(処理骨再建加算を算定する場合に限る)、骨多発性腫瘍(手三本)(可重複多発性(手三本))

に限る)、骨移植術(軟骨移植術を含む)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植(特殊なもの)に限る)及び自家培養軟骨移植術に限る)、後縫韌帶骨化症手術(前方進入によるもの)、椎

間板内酵素注入療法、腫瘍脊椎骨全摘術、頭蓋内腫瘍摘出術は原発生悪性膿瘍光線力学療去加算を算定する場合に限る。）、頭蓋骨形成手術（骨移動を半

るもの（7本以上の電極による場合に限る）脊髄刺激装置植込術 脊髄刺激装置交換術
仙骨神経刺激装置植込術、仙骨神経刺激装置交換術、治療の角膜切除術（エキシマレーザーに

よるものに限る)、角膜移植術(内皮移植加算を算定する場合に限る)、羊膜移植術、緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(フレートのあるもの)及び水晶体再建術併用眼内ド

經頸巨建術、人工中耳植込術、人工內耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込型骨導補聴器
交換術、内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型（拡大副鼻腔手術）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋

悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、喉頭形成手術（甲状腺軟骨固定用器具を用いたもの）、上顎骨形成術（骨移動を半う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を半う場合に限る）。

（）、頸関節人工関節全置換術、内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲

状腺全摘（西全摘）術（両葉） 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
内視鏡下副甲状腺（上皮小体）
腺腫過形成手術、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（M.R.I.によるもの）、乳房切除

術（一の（3）に規定する患者に対するものとして行う場合に限る。）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳癌全摘出）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を半つないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を半つないもの）。

乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの）^{（内視鏡下によるものを含む。）}、乳房切除いもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの）^{（内視鏡下によるものを含む。）}、乳房切除

術（腋鎖鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋鎖鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除（腋鎖鎖骨下部郭清を伴うもの）

郭清を伴うもの)・胸筋切開を併施するもの及び拡大乳房切除術(胸骨旁 鋸骨上 下窩など郭清を併施するもの)については、乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る)、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)

術、経皮的僧帽弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、不整脈手術（左心耳閉鎖術（経力テー テル的手術によるもの）に限る）、経皮的カーネル心筋焼灼術（磁気ナビゲーション加算を算定する場合に限る）、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカーによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術、胸腔鏡下弁形成術、経カーネル大動脈弁置換術、胸腔鏡下弁置換術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術、植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術、経静脈電極抜去術、大動脈バルーンパンピング法（TAP-B法）、経皮的循環補助法（ポンプカーネル用いたもの）、補助人工心臓、小児補助人工心臓、植込型補助人工心臓（非拍動流型）、同種心移植術、同種心肺移植術、骨格筋由来細胞シート心表面移植術、経皮の大動脈遮断術、経皮的下肢動脈形成術、内視鏡下肢静脈瘤（不全穿通枝切離術、胸腔鏡下リーンバ節群郭清術（後腹膜及び傍大動脈に限る）、胸腔鏡下小切開骨盤内リーンバ節群郭清術、ダメージコントロール手術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻閉鎖術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）、腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、バルーン閉塞下逆行性経靜脈的塞栓術、胆管悪性腫瘍手術（脛頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る）、体外衝擊波胆石破碎術、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝切除術、生体部分肝移植術、同種死体肝移植術、体外衝擊波胆石破碎術、腹腔鏡下脾腫瘍摘出術、腹腔鏡下脾尾部腫瘍切離術、腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術、同種死体脾移植術、同種死体脾腎移植術、生体部分小腸移植術、性腫瘍手術、腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡によるもの）、腹腔鏡下腎瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、同種死体腎移植術、生体腎移植術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、体外衝擊波腎・尿管結石破碎術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎移植術、生体部分小腸移植術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、腎腫瘍摘出術（一の（3）に規定する患者に対して行う場合に限る）、膀胱瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿道形成手術（前部尿道）（一の（3）に規定する患者に対し行う場合に限る）、尿道下裂形成手術（一の（3）に規定する患者に対して行う場合に限る）、陰茎形成術（一の（3）に規定する患者に対して行う場合に限る）、人工尿道括約筋植込・置換術、陰茎全摘術（一の（3）に規定する患者に対して行う場合に限る）、膀胱瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、造腫術、膀胱瘻閉鎖症手術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの又は筋皮弁移植によるもの）（一の（3）に規定する患者に対し行う場合に限る）、焦点式高エネルギー超音波療法、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡によるもの）、子宮全摘術（一の（3）に規定する患者に対して行う場合に限る）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術、子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（一の（3）に規定する患者に対して行う場合に限る）、内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術、胎兒胸腔・羊水腔シャント術、無心体双胎焼灼術及び胎兒輸血術の施設基準

(3) 強度変調放射線治療（IMRT）の一回線量增加加算の施設基準

イ 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る）が一名以上配置されていること。

ロ 強度変調放射線治療（IMRT）による前立腺照射を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の四 画像誘導放射線治療加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る）が一名以上配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

二の五 体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る）が配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該治療を行うにつき必要な機器及び施設を有していること。

三 定位放射線治療の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る）が一名以上配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

四 粒子線治療の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されており、

イ 当該保険医療機関内に放射線治療について相当の経験を有するものであること。

ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

粒子線治療の注1に規定する患者

別表第十一の四に掲げる患者

五 粒子線治療適応判定加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る）が二名以上配置されていること。

(2) 当該治療の適応判定を行うにつき必要な体制が整備されていること。

六 粒子線治療医学管理加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る）が二名以上配置されていること。

(2) 当該医学管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該医学管理を行うにつき必要な機器を有していること。

第十三の二 歯冠修復及び欠損補綴

一 う蝕・歯無痛的窩洞形成加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

一の二 CAD/CAM冠

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二 有床義歯修理及び歯科技工室に必要な機器を整備していること。

歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を有していること。

三 広範囲頸骨支持型補綴及び広範囲頸骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十一年厚生労働省告示第六十一号）の別表のVIに掲げる特定保険医療材料のうち別表第十三に掲げる特定保険医療材料

四 歯科矯正

当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。

一 歯科矯正診断料の施設基準

当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。

二 頸口腔機能診断料（頸変形症（頸離断等の手術を必要とするものに限る）の手術前後における

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

三 広範囲頸骨支持型補綴及び広範囲頸骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

四 牙科矯正

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

一 歯科矯正

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

二 頸口腔機能診断料（頸変形症（頸離断等の手術を必要とするものに限る）の手術前後における

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

三 広範囲頸骨支持型補綴及び広範囲頸骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

四 牙科矯正

当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

一 保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準

標本の送付側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であつて、病理標本の作製につき十分な体制が整備されていること。

標本の受取側

次の中でも該当するものであること。

イ 病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行つてある施設であること。

ロ 病理診断を行つて十分な体制が整備された医療機関であること。

ハ 衛生検査所（臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所をいう）で作製され、送付された病理標本のうち、同一の者が開設する衛生検査所で作製された病理標本が一定割合以下であること。

二 保険医療機関との連携における「デジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診の施設基準」

(1) 送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であつて、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 受信側
当該保険医療機関内に病理診断を担当する常勤の医師又は歯科医師が配置されており、病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

二の二 病理標本のデジタル病理画像による病理診断の施設基準

(1) 病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行つてある施設であること。

(2) デジタル病理画像の管理を行うにつき十分な体制を整備していること。

三 病理診断管理加算の施設基準

(1) 病理診断管理加算1の施設基準
イ 当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ 病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

(2) 病理診断管理加算2の施設基準

イ 当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されていること。

ロ 病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

三の二 惠性腫瘍病理組織標本加算の施設基準

当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されていること。

四 口腔病理診断管理加算の施設基準

当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。

四 口腔病理診断管理加算1の施設基準

イ 当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が一名以上配置されていること。

ロ 口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

四 口腔病理診断管理加算2の施設基準

イ 当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が二名以上配置されていること。

ロ 口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院である保険医療機関であること。

第十五 調剤

一 調剤基本料の施設基準

(1) 調剤基本料1の施設基準
(2) から(4)まで又は二の二の(1)のいずれにも該当しない保険薬局であること。

調剤基本料2の施設基準
次のいずれかに該当する保険薬局(3)(4)及び二の二の(1)に該当するものを除く。であるこ

と。
イ 処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること。(特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が七割を超える場合に限る。)
ロ 処方箋の受付回数が一月に二千回を超えること。(イに該当する場合を除き、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超える場合に限る。)

調剤の割合が七割を超えること。(特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超える場合に限る。)
調剤基本料の注4に規定する保険薬局

ハ 処方箋の受付回数が一月に千八百回を超えること。(イ又はロに該当する場合を除く、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が九割五分を超える場合に限る。)
二 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数(当該保険薬局の所在する建物内に複数の保険医療機関が所在している場合にあっては、当該複数の保険医療機関に係る処方箋の受付回数を全て合算した回数とする。)が一月に四千回を超えること。(イからハまでに該当する場合を除く。)

本 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数(同一グループの保険薬局(財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。以下同じ。)のうち、これに属する他の保険薬局において、保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該他の保険薬局の処方箋の受付回数を含む。)が、一月に四千回を超えること。(イからニまでに該当する場合を除く。)

調剤基本料3のイの施設基準
次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に三万五千回を超える、四十万回以下のグループに属する保険薬局(二の二の(1)に該当するものを除く。)のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が九割五分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。

ロ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に四十万回を超え、四十万回以下のグループに属する保険薬局(二の二の(1)に該当するものを除く。)のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。

調剤基本料3のロの施設基準
同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に四十万回を超えるグループに属する保険薬局(二の二の(1)に該当するものを除く。)のうち、次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ 特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。

ロ 特定の保険医療機関との間で規定する施設基準
調剤基本料の注1ただし書に規定する地域に所在すること。

二 調剤基本料の施設基準等の別表第六の二に規定する地域に所在すること。

(1) 基本診療料の施設基準等の別表第六の二に規定する地域に所在すること。

イ 当該保険薬局が所在する特定の区域内における保険医療機関(歯科医療のみを担当するものを除く。)について、許可病床数が二百床未満であり、その数が十以下であること。ただし、当該保険薬局において、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が七割を超える場合については、当該保険医療機関は、当該特定の区域内に所在するものとみなす。

ロ 処方箋受付回数が一月に二千五百回を超えないこと。

二の二 調剤基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ 保険医療機関と不動産取引等の他の特別な関係を有している保険薬局(当該保険薬局の所

在する建物内に保険医療機関による調剤の割合が七割を超えること。

ロ 一二の(1)から(4)までのいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局以外の保険薬局であること。

調剤基本料の注4に規定する保険薬局

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率(医科点数表の初診料の注4に規定する医療用医薬品の取引価格の妥結率をいう。以下同じ。)が五割以下であること。

- (2) 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、単品単価契約率(卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十四条第三項に規定する卸売販売業者をいう。以下同じ。)と当該保険薬局との間で取引された医療用医薬品に係る契約に占める、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約の割合をいう。)及び一律価引き契約(卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該保険薬局との間で取引された医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。)に係る状況について、地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。
- (3) 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を一年間実施していない保険薬局であること。
- 付回数が一ヶ月に六百回以下の保険薬局を除く。)であること。
- 地域支援体制加算の施設基準
- 次のいずれかに該当する保険薬局であること。
- (1) 次のいずれにも該当する保険薬局であること。
- イ 調剤基本料1を算定している保険薬局であること。
- ロ 地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。
- ハ 地域医療への貢献に係る相当な実績を有していること。
- 五 後発医薬品調剤体制加算の施設基準
- 通則
- (1) 当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。
- (2) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品の規格単位数量に占める後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割五分以上であること。
- (3) 後発医薬品調剤体制加算2の施設基準
- 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割以上であること。
- (4) 後発医薬品調剤体制加算3の施設基準
- 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること。
- 五 後発医薬品調剤体制加算の施設基準
- (1) 当該保険薬局における調剤した後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること。
- (2) 当該保険薬局における報告を地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。
- 六 調剤料の注2に規定する無菌製剤処理加算の施設基準
- (1) 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (2) 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の九第一項のただし書の場合は、この限りでない。
- (3) 無菌製剤処理を行つてはいること。
- 六の二 調剤料の注4に規定する厚生労働大臣が定める時間
- 当該地域において一般の保険薬局がおおむね調剤応需の態勢を再開するまでの時間(深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。)を除く。)である。

- 七 調剤料の注8に規定する患者
- (1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
- (2) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
- (3) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注1に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。
- 八 調剤料の注8に規定する施設基準
- (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注1に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。
- 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
- 九 調剤料の注8に規定する患者
- (1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
- (2) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
- (3) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注3に規定する保険薬局の施設基準(平成十二年厚生省告示第十九号)に規定する居宅療養管理指導費(薬局の薬剤師が行う場合に限る。)を算定している患者
- (4) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注3に規定する厚生労働大臣が定めるもの
- (1) 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該保険薬局において、一月当たりの次に掲げるものの算定回数の合計に占める情報通信機器を用いた服薬指導の算定回数の割合が一割以下であること。
- 十 調剤服用歴管理指導料
- (1) 区分番号1-0に掲げる薬剤服用歴管理指導料
- (2) 区分番号1-5に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 九の三 薬剤服用歴管理指導料の注3に規定する厚生労働大臣が定めるもの
- 原則三月以内に区分番号1-0に掲げる薬剤服用歴管理指導料1又は2を算定したもの
- 十の二 特定薬剤管理指導加算2の施設基準
- 当該管理及び指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- 十の三 薬剤服用歴管理指導料の注7に規定する厚生労働大臣が定める患者
- 当該管理及び指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- 十の四 薬剤服用歴管理指導料の注10に規定する連携充実加算を届け出ている保険医療機関において、化学療法(抗悪性腫瘍剤が注射されている場合に限る。)及び必要な指導が行われている悪性腫瘍の患者
- (1) 医科点数表の第二章第六部注射通則第7号に規定する連携充実加算を届け出ている保険医療機関において、化学療法(抗悪性腫瘍剤が注射されている場合に限る。)及び必要な指導が行われている悪性腫瘍の患者
- (2) 当該保険薬局において、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の調剤を受ける患者
- 十の五 薬剤服用歴管理指導料の注13に規定する厚生労働大臣が定めるもの
- 当該保険薬局において、化学療法(抗悪性腫瘍剤が処方されたもの)
- (1) 新たにインスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤が処方されたもの
- (2) インスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤に係る投薬内容の変更が行われたもの
- 十一 調剤服用歴管理指導料の注2に規定する施設基準
- 適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局であること。
- 十一の二 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注2に規定する施設基準
- かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準
- 十一の三 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注2に規定する厚生労働大臣が定めるもの
- 区分番号1-5の在宅患者訪問薬剤管理指導料を月一回算定しているもの

胃潰瘍	尋常性白斑
十二指腸潰瘍	円形脱毛症
胃炎及び十二指腸炎	脂漏性皮膚炎
肝疾患(経過が慢性なものに限る。)	事指導料に規定する特別食
慢性ウイルス肝炎	腎臓食
アルコール性慢性肝炎	肝臓食
その他の慢性肝炎	糖尿食
思春期早発症	胃潰瘍食
性染色体異常	貧血食
別表第一 特定疾患治療管理料に規定する疾患等	脂質異常症食
一 特定薬剤治療管理料Iの対象患者	痛風食
不整脈用剤を投与している患者	てんかん食
ハロペリドール製剤又はプロムベリドール製剤を投与している患者	フェニールケトン尿症食
リチウム製剤を投与している患者	楓糖尿症食
免疫抑制剤を投与している患者	ホモシスチン尿症食
サリチル酸系製剤を投与している若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は関節リウマチの患者	尿素サイクル異常症食
メトトレキサートを投与している悪性腫瘍の患者	メチルマロン酸血症食
(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1) アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質又はトリアゾール系抗真菌剤を投与して	プロピオニ酸血症食
いる入院中の患者	極長鎖アシル-COA脱水素酵素欠損症食
イマチニブを投与している患者	糖原病食
シリリムス製剤を投与している患者	ガラクトース血症食
スニチニブを投与している患者	治療乳
(1)から(1)までに掲げる患者に準ずるもの	無菌食
二 小児特定疾患カウンセリング料の対象患者	小児食物アレルギー食(外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料に限る。)
十八歳未満の気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害又は小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者	特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)
三 削除	別表第三の一の二 療養・就労両立支援指導料の注1に規定する疾患
四 皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患	脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患
五 結節性痒疹その他の痒疹(慢性型で経過が一年以上のものに限る。)	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定難病(同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)その他これに準ずる疾患
皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患	別表第三の一の三 退院時共同指導料1及び退院時共同指導料2を二回算定できる疾病等の患者並びに頻回訪問加算に規定する状態等にある患者
帶状疱疹	一 末期の悪性腫瘍の患者(在宅がん医療総合診療料を算定している患者を除く。)
じんま疹	二 (1)であつて、(2)又は(3)の状態である患者
アトピー性皮膚炎(十六歳以上の患者が罹患している場合に限る。)	(1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
	(2) ドレンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
	三 在宅での療養を行つてゐる患者であつて、高度な指導管理を必要とするもの

別表第三の二 ハイリスク妊娠婦共同管理料(I)に規定する状態等である患者

一 妊婦であつて次に掲げる状態にあるもの

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前置胎盤(妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。)の患者

妊娠三十週未満の切迫早産(子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示すもの等に限る。)の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

甲状腺疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

特発性血小板減少性紫斑病(治療中のものに限る。)の患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出血傾向のある状態(治療中のものに限る。)の患者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行つた患者又は行うことを見定している患者

精神疾患の患者(精神療法が実施されているものに限る。)

妊娠婦であつて次に掲げる状態にあるもの

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

常位胎盤早期剥離の患者

分娩前のBMIが三十五以上初産婦の患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特発性血小板減少性紫斑病(治療中のものに限る。)の患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出血傾向のある状態(治療中のものに限る。)の患者

HIV陽性の患者

当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行つた患者又は行うことを見定している患者

別表第三の三 薬剤管理指導料の対象患者及び薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料に規定する医薬品

抗悪性腫瘍剤

免疫抑制剤

不整脈用剤

抗てんかん剤

血液凝固阻止剤(内服薬に限る。)

ジギタリス製剤

テオフィリン製剤

カリウム製剤(注射薬に限る。)

精神神経用剤

糖尿病用剤

膀胱ホルモン剤

抗HIV薬

別表第四 歯科特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料に規定する疾患

口腔領域の悪性新生物(エナメル上皮腫を含む。)

頸・口腔の先天異常

舌痛症(心因性によるものを含む。)

口腔軟組織の疾患(難治性のものに限る。)

口腔領域のシェーグレン症候群

尋常性天疱瘡又は類天疱瘡

口腔乾燥症(放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。)

睡眠時無呼吸症候群(口腔内装置治療を要するものに限る。)

骨吸収抑制薬関連頸骨壊死(骨露出を伴うものに限る。)又は放射線性頸骨壊死

三叉神經ニユーロバチー

別表第五及び第六 削除

別表第七 在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する疾患等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー

パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であつて生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。))

多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)

ブリオノン病
亜急性硬化解全脳炎
ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症

球脊髓性筋萎縮症

慢性炎症性脱髓性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

別表第八 在院時共同指導料¹の注²に規定する特別な管理を要する状態等にある患者並びに退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者

一 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管力ニユーレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

二 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者

三 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

四 真皮を越える褥瘡の状態にある者

五 在宅患者訪問点滴注射管理指導料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する別表第八の二 在宅時医学総合管理料及び定める状態の患者

一 次に掲げる疾患に罹患している患者

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病

三 後天性免疫不全症候群

脊髄損傷

四 真皮を越える褥瘡

五 次に掲げる状態の患者

二 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている状態

三 在宅酸素療法を行っている状態

四 在宅中心静脈栄養法を行っている状態

五 在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態

六 在宅自己導尿を行っている状態

七 在宅人工呼吸を行っている状態

八 植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態

九 肺高血圧症であつて、プロスタグラジン I_2 製剤を投与されている状態

十 気管切開を行っている状態

十一 在宅自己導尿を行っている状態

十二 在宅人工呼吸を行っている状態

十三 ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

十四 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

十五 別表第八の三 在宅時医学総合管理料の注⁵の規定により準用する場合を含む⁶に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

十六 要介護二以上の状態又はこれに準ずる状態

十七 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さのために、介護を必要とする認知症の状態

頻回の訪問看護を受けている状態

訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態

介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態

その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態

別表第八の四 在宅時医学総合管理料の注¹¹及び施設入居時等医学総合管理料の注⁴に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の二に掲げる状態

要介護二以上の状態又はこれに準ずる状態

訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態

別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリソングポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射業

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン製剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第V因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第V因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第X因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第V因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤

ソマトスタンアナログ

ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド—1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

アダリムマブ製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アボモルヒネ塩酸塩配合剤

セルトリズマブペゴル製剤

メトレープチン製剤

アバタセプト製剤	pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼアルファ製剤	アルカリホスファターゼ（ALP）
グラチラマーゼ酸塩製剤	コリンエステラーゼ（ChE）
セクキヌマブ製剤	イーグルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）
エボロクマブ製剤	中性脂肪
プロダルマブ製剤	ナトリウム及びクロール
アリロクマブ製剤	カリウム
ベリムマブ製剤	カルシウム
イキセキズマブ製剤	グルコース
ゴリムマブ製剤	乳酸デヒドロゲナーゼ（LDH）
エミシズマブ製剤	クレアチニンキナーゼ（CK）
イカチバント製剤	HDL—コレステロール
サリルマブ製剤	総コレステロール
デュピルマブ製剤	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）
インスリン・グルカゴン様ペプチド—1受容体アゴニスト配合剤	アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	LDL—コレステロール
別表第九の一の二 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患	グリコアルブミン
表皮水疱症	医療点数表区分番号D0008に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの
水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症	甲状腺刺激ホルモン（TSH）
別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬	遊離サイロキシン（FT ₄ ）
別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	遊離トリヨードサイロニン（FT ₃ ）
pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	医療点数表区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーのうち次のもの
別表第九の一 検体検査実施料に規定する検体検査	癌胎児性抗原（CEA）
レボドバ・カルビド水和物製剤	α-フェトプロテイン（AFP）
別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬	前立腺特異抗原（PSA）
別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬	CA19-9
別表第九の一 医科点数表区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査	医療点数表区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のうち次のもの
別表第九の一 医科点数表区分番号D002に掲げる尿沈渣（鏡検法）	C反応性蛋白（CRP）
別表第九の一 医科点数表区分番号D003に掲げる糞便検査のうち次のもの	十 医療点数表区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査のうち次のもの
糞便中ヘモグロビン	その他のもの
四 医科点数表区分番号D005に掲げる血液形態・機能検査のうち次のもの	別表第九の二 中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する患者
末梢血液一般検査	三歳未満の乳幼児であつて次の疾患である者
ヘモグロビンA1c (HbA1c)	先天性小腸閉鎖症
五 医科点数表区分番号D006に掲げる出血・凝固検査のうち次のもの	鎖肛
プロトロンビン時間（PT）	ヒルシュスブルング病
フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定性	短腸症候群
フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）半定量	別表第九の三 医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第4号に規定する患者
Dダイマー	回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
六 医科点数表区分番号D007に掲げる血液化学検査のうち次のもの	脳血管疾患等の患者のうちで発症後六十日以内の大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するも
総ビリルビン	アルブミン (BCP改良法・BCG法)

別表第九の四 心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者

一 急性心筋梗塞 狹心症発作その他の急性発症した心大血管疾患又はその手術後の患者

二 慢性心不全、末梢動脈閉塞性疾患その他の慢性の心大血管疾患により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者

別表第九の五 脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者

一 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者

二 脳腫瘍、脳膿瘍、脊髄損傷、脊髄腫瘍その他の急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者

三 多発性神経炎、多発性硬化症、末梢神経障害その他の神経疾患の患者

四 パーキンソン病、脊髄小脳変性症その他の慢性的の神経筋疾患の患者

五 失語症、失認及び失行症並びに高次脳機能障害の患者

六 難聴や人工内耳植込手術等に伴う聴覚・言語機能の障害を有する患者

七 頸・口腔の先天異常に伴う構音障害を有する患者

八 吞嚥性腫瘍等の手術による構音障害を有する患者

九 リハビリテーションを要する状態の患者であつて、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能

力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの(ただし、心大血管疾患リハビリテー

ション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテー

ション料、障害児(者)リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料の対象患者に該当するものを除く。)

別表第九の六 運動器リハビリテーション料の対象患者

一 上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術

後の患者

二 肺腫瘍、胸部外傷その他の呼吸器疾患又はその手術後の患者

三 慢性閉塞性肺疾患(COPD)、気管支喘息その他の慢性的の呼吸器疾患により、一定程度以上

の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者

四 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者

別表第九の八 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者

一 失語症、失認及び失行症の患者

重度の頸部損傷の患者

頭部外傷及び多部位外傷の患者

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者

心筋梗塞の患者

狭心症の患者

軸索断裂の状態にある末梢神経損傷(発症後一年以内のものに限る。)の患者

外傷性の肩関節腱板損傷(受傷後百八十日以内のものに限る。)の患者

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者

した患者であつて、当該病棟を退棟した日から起算して三月以内の患者(保険医療機関に入院中の患者、介護老人保健施設又は介護医療院に入所する患者を除く。)

難病患者リハビリテーション料に規定する患者(先天性又は進行性の神経・筋疾患の者を除く。)

障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者(加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病の者に限る。)

その他の別表第九の四から別表第九の七までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であつて、リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められるもの

二 先天性又は進行性の神経・筋疾患の患者

障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者(加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く。)

別表第九の九 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に規定する患者

別表第九の八第一号に規定する患者については、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

二 別表第九の八第二号に規定する患者については、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合

別表第十 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

一 別表第九の八第二号に規定する患者について、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療

できると医学的に判断される場合

二 別表第九の八第二号に規定する患者について、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療

できると医学的に判断される場合

三 別表第九の九 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に規定する患者

別表第九の八第一号に規定する患者については、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

別表第十の二 障害児(者)リハビリテーション料の対象患者

脳性麻痺の患者
胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害の患者
頸・口腔の先天異常の患者

先天性の体幹四肢の奇形又は変形の患者
先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症の患者
先天性又は進行性の神経筋疾患の患者

神経障害による麻痺及び後遺症の患者
言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害の患者

別表第十の二の二 がん患者リハビリテーション料の対象患者

一 食道がん、肺がん、縦隔腫瘍、胃がん、肝臓がん、胆嚢がん、大腸がん又は膀胱がんと診断された患者であつて、これらのがんの治療のために入院している間に閉鎖循環式全身麻酔による手術が行われる予定のもの又は行われたもの

二 舌がん、口腔がん、咽頭がん、喉頭がんその他の頸部リンパ節郭清を必要とするがんと診断された患者であつて、これらのがんの治療のために入院している間に放射線治療若しくは閉鎖循環式全身麻酔による手術が行われる予定のもの又は行われたもの

三 乳がんと診断された患者であつて、乳がんの治療のために入院している間にリンパ節郭清を伴う乳腺悪性腫瘍手術が行われる予定のもの又は行われたもの

四 骨軟部腫瘍又はがんの骨転移と診断された患者であつて、これらのがんの治療のために入院している間にこれらの部位に対する手術。化学療法若しくは放射線治療が行われる予定のもの又は行われたもの

五 原発性脳腫瘍又は転移性脳腫瘍と診断された患者であつて、これらのがんの治療のために入院している間に手術若しくは放射線治療が行われる予定のもの又は行われたもの

六 血液腫瘍と診断された患者であつて、血液腫瘍の治療のために入院している間に化学療法若しくは造血幹細胞移植が行われたもの

七 がんと診断された患者であつて、がんの治療のために入院している間に化学療法(骨髄抑制が見込まれるものに限る)が行われる予定のもの又は行われたもの

八 緩和ケアを目的とした治療を行つてある進行がん又は末期がんの患者であつて、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの

別表第十の二の三 集団コミュニケーション療法料の対象患者

別表第九の五若しくは別表第十の二に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であつて、言語・聴覚機能の障害を有するもの

別表第十の二の四 通院 在宅精神療法の注6及び精神科継続外来支援・指導料の注5に規定する別

に厚生労働大臣が定める要件

次に掲げる要件をいすれも満たすこと。

一 当該保険医療機関における三種類以上の抗うつ薬及び三種類以上の抗精神病薬の投与の頻度が低いこと。

二 当該患者に対し、適切な説明及び医学管理が行われていること。

三 当該処方が臨時の投薬等のもの又は患者の病状等によりやむを得ないものであること。

別表第十の三 人工腎臓に規定する薬剤

エリスロボエチン

ダルベボエチン

エボエチンベータベゴル

HIF-PH阻害剤(院内処方されたものに限る。)

別表第十一

一 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

オルテクサーオ口腔用

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デキサメタゾン口腔用

アクリノール

歯科用(口腔用)アフタゾロン

デキサメタゾン口腔用

テラ・コートリル軟膏

デキサメタゾン口腔用

生理食塩水

別表第十一の二 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者

心不全の患者

冠動脈疾患の患者

弁膜症の患者

不整脈の患者

先天性心疾患の患者

肺動脈性肺高血圧症の患者

呼吸不全の患者

呼吸器疾患の患者

糖尿病の患者

腎不全の患者

肝不全の患者

血球減少の患者

血液凝固異常の患者

出血傾向のある患者

敗血症の患者

神経障害の患者

BMIが三十五以上の患者

別表第十一の三 強度変調放射線治療(IRMRT)の対象患者

限局性の固形悪性腫瘍の患者

別表第十一の四 粒子線治療の注1に規定する対象患者

小児腫瘍(限局性の固形悪性腫瘍に限る)の患者

手術による根治的な治療が困難な骨軟部腫瘍の患者

頭頸部悪性腫瘍(口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く)の患者

限局性及び局所進行性前立腺癌(転移を有するものを除く)の患者

別表第十二 介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔

一 算定できない検査

(1) 検体検査(医科点数表区分番号D007の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科

点数表区分番号D026の4に掲げる生化学的検査(I)判断料並びに医科点数表区分番号D41

9の3に掲げる動脈血採取であつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人

保健施設に赴いて行うものを除く。)

(2) 呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号D208に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号D209に掲げる負荷心電図検査(心電図検査の注に規定する加算であつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るもの)を除く。
(4) (3) 負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験。
(1) から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な検査。
(4) (3) 算定できないハビリテーション。
(1) から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な検査。
(2) 脳血管疾患等リハビリテーション。
(3) 廉用症候群リハビリテーション。
(4) 運動器リハビリテーション。
(5) 摂食機能療法。
視能訓練。
(6) (5) (4) (3) (2) (1) の算定される特殊なりハビリテーション。
(1) から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な処置。
(2) 脳血管疾患等リハビリテーション。
(3) 廉用症候群リハビリテーション。
(4) 運動器リハビリテーション。
(5) 摂食機能療法。
(6) (5) (4) (3) (2) (1) の算定される特殊なりハビリテーション。
(1) から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な処置。
(2) 脳血管疾患等リハビリテーション。
(3) 廉用症候群リハビリテーション。
(4) 運動器リハビリテーション。
(5) 摂食機能療法。
腰椎穿刺。
胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。)(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した
介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)
腹腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。)(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した
介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)を除く。)
高位浣腸、高压浣腸、洗腸。
ドレーン法(ドレナージ)。
二
腰椎穿刺。
胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。)(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した
介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)
高位浣腸、高压浣腸、洗腸。
ト
間歇的陽圧吸引法。
酸素吸入。
酸素テント。
カワヲナルトリヌル。
肛門拡張法(徒手又はブジーによるもの)
非還納性ヘルニア徒手整復法(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)
ヨ
脊核嵌頓整復法(脱肛を含む。)
人救急処置のうち次に掲げるもの
救命のための気管内挿管。
人工呼吸。
非開胸的心マッサージ。
ホ
二
ホ
泌尿器科処置のうち次に掲げるもの
膀胱洗浄(薬液注入を含む。)
留置力テール設置。
ハ
嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)
整形外科的処置(鋼線等による直達牽引を除く。)

(5) 栄養処置のうち次に掲げるもの
イ 鼻腔栄養
ロ 滋養浣腸
(1) から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な処置。
(2) 創傷処理(長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)
(3) 咽頭異物摘出術(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行つものであつて、複雑なものを除く。)
(4) 行つものであつて、複雑なものを除く。)
(5) ひょう疽手術
(6) (5) (4) (3) (2) (1) 外耳道異物除去術(複雑なものを除く。)
(7) (6) (5) (4) (3) (2) 咽頭異物摘出術(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)
(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) 頸関節脱臼非観血的整復術(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)
(9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) 血管露出術(1) から(9)までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な手術
(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 静脈麻酔(神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入)
(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 麻酔(1) 及び(2)に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特種な麻酔
別表第十三 広範囲頸骨支持型補綴及び広範囲頸骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料
スクリュー
アバットメント
アタッチメント
シリンドラー